

にしなり我が町



編集・発行 西成区役所総務課 〒557-8501 大阪市西成区岸里1-5-20 ☎06-6659-9683 06-6659-2245

西成区役所 ホームページ | 西成区 facebook @nishinarikuyakusyo | 西成区 X (旧Twitter) @nishinarikucho | 大阪市公式 LINE @osakacity | 西成区 Instagram @nishinari_jagapee

免許はなくてもドライバー ～自転車の新しい制度～ 令和8年4月1日から

皆さん、もうご存じですか?令和8年4月1日から自転車にも交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が適用されます。

自転車は、道路交通法上、軽車両に位置付けられており、「車のなかま」です。

交通ルールを守り、安全に利用しましょう。

「青切符」とは、違反者が一定期間内に反則金を納めることで刑事罰が科せられない制度です。

(注意) 自転車による酒酔い運転、酒気帯び運転、妨害運転といった重大な違反は、反則行為に該当せず、これまでと同様に刑事手続きにより処理されます。

もしも、自転車で歩行者や自転車とぶつかったら…。それはれっきとした交通事故です。軽車両として扱われる自転車は事故を起こすと、運転者は刑事上の責任が問われます。また、相手にケガを負わせたり死亡させた場合等は、民事上の損害賠償責任も発生します。

西成区役所では「自転車ルールブック」を7階73番窓口にてお渡しができます。インターネットからダウンロードすることもできます。



反則行為
反則行為の告知
(青切符・納付書の交付) | 反則金の納付 → 完結 | 反則金の未納付 → 刑事手続等に移行

自転車の交通違反に反則金が課されます!
対象16歳以上。交通反則通告制度が適用されます。

主な違反行為と反則金額

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------|
| 遮断踏切立入り | 反則金 7,000円 |
| ヘッドホン等の使用 ※警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等、安全な運転に必要な交通に関する音または声を聞くことができないような音量の場合 | 反則金 5,000円 |
| 傘差し運転 ※傘を差し、物を担ぎまたは物を持つ等、視野を妨げ若しくは安定を失うおそれがある場合 | 反則金 5,000円 |
| 通行区分違反※(歩道通行) ※スピードを出して歩道を通り歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合や、警察官の警告に従わずに歩道通行を継続した場合など | 反則金 6,000円 |
| 軽車両乗車積載制度違反(二人乗り等) | 反則金 3,000円 |



問合せ 市民協働課 7階 73 番窓口 ☎06-6659-9734

今宮工科高等学校の生徒の皆さんに 西成区制100周年を記念する ペイントをじていただきました!



今宮工科高校 コメント

西成区が100周年という大きな節目を迎えられたことを、地域の一員として生徒たちと一緒に祝うことができて大変うれしく思っています。この経験が生徒たちの地域を大切に思う気持ちや、社会と関わりながら学ぶ姿勢につながっていただければと思っています。

大阪府立今宮工科高等学校と日本ペイント株式会社は、塗料・塗装を通じた課題解決型連携授業を実施されています。

令和7年(2025年)に西成区が100周年を迎えるということで、萩之茶屋南公園(通称:三角公園)南側の駐輪場横の壁面に、西成区制100周年を記念するペイントを実施していただきました。

ペイントは、西成区の「西」にちなんで、四神の「西」の守り神である白虎と、西成区制100周年記念ロゴを描いていただきました。

冬の寒期中、今宮工科高校の生徒の皆さん、日本ペイントの皆さんのご尽力により、非常にインパクトのある100周年記念ペイントが完成しました!

日本ペイント株式会社 コメント

本年度も今宮工科高校と西成区とのプロジェクトを無事完成させることができ、ご協力頂いた方々に感謝申し上げます。

区制100周年記念デザインを通じて街の美観から愛着へとつながる素敵なデザインに仕上がりました。

問合せ 総合企画課 6階 63 番窓口 ☎06-6659-9684

